

共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県と青森市による共同経営・統合新病院（以下「新病院」という。）に係る基本構想・計画の策定に当たり、共同経営・統合新病院整備調整会議設置要綱(令和4年7月25日施行)第1条の規定により設置する共同経営・統合新病院整備調整会議に対する助言等を得るために開催する共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 有識者会議の構成員は、別表に掲げる者とする。

(有識者会議)

第3条 有識者会議は、青森県病院事業管理者及び青森市長が招集し、次に掲げる事項について、構成員の意見を聴取するものとする。

(1) 新病院に係る基本構想・計画の策定に関する事項

(2) その他青森県病院事業管理者及び青森市長が必要と認める事項

2 有識者会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

3 座長は、有識者会議を進行する。

4 座長が不在のとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

5 青森県病院事業管理者及び青森市長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことがある。

(有識者会議の公開)

第4条 有識者会議は公開して行う。ただし、青森県病院事業管理者及び青森市長が、個人情報等公開することが適当でない、又は有識者会議を公開することにより公正で円滑な会議運営が著しく阻害され、若しくは特定の者に利益若しくは不利益を与えると判断した事項について、公開しないことができる。

2 有識者会議の資料は、前項ただし書の規定により公開しないこととした場合を除き、公表する。

(庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、合同検討チーム（青森県病院局運営部地域医療室及び青森市民病院事務局総務課病院整備準備室で構成されるチームをいう。）において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。

別表（第2条関係）

氏名	所属等
足達 健夫	青森公立大学経営経済学部地域みらい学科 准教授
岡田 克典	東北大学加齢医学研究所 呼吸器外科学分野 教授
片岡 俊一	弘前大学理工学部地球環境防災学科 教授
北畠 滋郎	青森市医師会 会長
佐々木 重光	青森市町会連合会 会長
佐藤 庸子	乳がんピアサポートBECあおもり 代表
佐藤 芳之	青森地域広域事務組合 消防長
首藤 邦昭	平内町国民健康保険 平内中央病院 院長
高木 伸也	青森県医師会 会長
丹野 弘晃	全国自治体病院協議会 青森県支部長 (十和田市立中央病院 事業管理者)
納谷 むつみ	血液疾患と歩む患者・家族の会 (青森県医療審議会 委員)
原子 睦子	青森市病院運営審議会 前委員
福田 眞作	弘前大学 学長
水木 一郎	医療法人芙蓉会 村上病院 院長